

# 防府市介護ロボット等導入支援特別事業費補助金交付要綱

平成 28 年 7 月 6 日制定

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、介護サービス事業者が介護ロボットを導入する際の経費の一部を補助することにより、介護ロボットの使用による介護従事者の負担の軽減を図るとともに、その実際の活用モデルを他の介護サービス事業者に周知することにより、介護ロボットの普及による働きやすい職場環境の整備により、介護従事者の確保に資することを目的として、国の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）及び「平成 28 年度（平成 27 年度からの繰越分）地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱」（以下「国交付要綱」という。）に定める介護ロボット導入に要する経費に対して、予算の範囲内で防府市介護ロボット等導入支援特別事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者は、国実施要綱第 3 の 1 に規定する対象事業を実施する団体で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条の規定に基づく社会福祉法人
- (2) 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条の規定により認証を受けた特定非営利活動法人
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）の規定に基づく一般社団法人若しくは一般財団法人
- (4) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 44 条の規定により認可を受けた医療法人
- (5) 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）の規定に基づく農業協同組合

(6) 消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）の規定に基づく消費生活協同組合

(7) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社  
(対象経費及び交付額)

第 3 条 この補助金の交付額は、別表の第 1 欄に定める区分ごとに、第 2 欄に定める交付基準単価に第 3 欄に定める単位の数を乗じて得た額と、第 4 欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、その額は予算の範囲内とする。

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、防府市介護ロボット等導入支援特別事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に所定の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 経費所要額調書（別添 1-1）
- (2) 介護ロボット導入計画書（別添 1-2）
- (3) 見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類（商品パンフレット等）

(交付の決定)

第 5 条 市長は、前条の申請があった場合、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を当該事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定に際し、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(交付の条件)

第 6 条 補助金の交付決定には、国交付要綱第 7 の (4) のイ、ウ、カ、キ、(5)、(7) 及び (8) による条件が付されるものとする。ただし、(5) のカにおいて「別紙 5 の様式に準じて」とあるのは「消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額報告書（様式第 7 号）により」と読み替えるものとする。

(変更等の承認)

第7条 前条の規定による交付決定の通知を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、この補助金の交付の決定後、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ防府市介護ロボット等導入支援特別事業変更・中止（廃止）承認申請書（様式第2号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

ただし、補助事業の目的及び計画の執行に影響を及ぼさず、かつ前条の規定により交付決定された補助金の額に変更を来さない程度の軽微な変更にあつては、この限りでない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から30日以内、又は3月31日のいずれか早い日までに、防府市介護ロボット等導入支援特別事業費補助金実績報告書（様式第3号）に所定の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 実績報告書（別添3-1）
- （2） 経費およびその内容のわかる書類（請求書、領収書の写し等）
- （3） 導入した物の写真
- （4） その他市長が必要と認める書類

また、原則として介護ロボット等の導入後3年間、介護ロボット使用状況報告書（様式第3-2号）を翌年度の4月末日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の報告があつた場合において、その内容を審査の上、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者へ防府市介護ロボット等導入支援特別事業費補助金確定通知書（様式第4号）を通知するものとする。

（交付の請求）

第10条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、防府市介護ロボット等導入支援特別事業費補助金交付請求書（様式第5号）を市長に請求しなければならない。

(概算払)

第11条 市長は必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず第5条の規定による交付の決定に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

2 補助事業者が概算払により補助金の交付を受けようとするときは、防府市介護ロボット等導入支援特別事業費補助金交付概算払請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第12条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業の施行状況及び当該事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(報告及び検査)

第13条 市長は必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、若しくは補助事業の遂行について必要な指示をし、又は関係職員をして実地に調査させることができる。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過したものについては、この限りでない。

(財産処分による収入の取扱い)

第15条 補助事業者が、市長の承認を受けて、前条の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、市長は、この収入の全部又は一部を納付させることができる。

(財産の管理義務)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(帳簿の整理)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(補助金の交付の取消し等)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき

(2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき

(3) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、当該事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。